

公益財団法人秦野市スポーツ協会地域スポーツ振興事業補助金交付 規程

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下「本協会」という。）に加盟する地域団体が実施する地域におけるスポーツの振興並びに発展に寄与することを目的とした事業（以下「事業」という。）に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象とする事業は、以下を満たすものとする。

- （1） 本協会の後援を得ているものであること。
- （2） 当該地域において広く参加者を募り、且つ多世代が参加できる内容のものであること。

（補助対象経費及び限度額）

第3条 補助の対象とする経費は、以下のとおりとする。

- （1） 参加者募集受付管理費
- （2） 消耗品費
- （3） その他事業の実施に必要な経費

2 補助限度額は、予算の範囲内とし、事業を実施する地域団体数において除した額を均等に交付する。ただし、地域団体から均等額以下で補助金の実績報告書が提出された場合は、その額とする。

（報告義務）

第4条 報告義務の種類及び内容は、以下のとおりとする。

- （1） 事前報告は、公益財団法人神奈川県体育協会が発する「加盟地域団体運営費助成金事業」の実施照会文書に対する、加盟団体からの回答を読み替えるものとする。
- （2） 実績報告は、事業終了後、すみやかに大会プログラム等及び補助対象経費の領収書を添えた実績報告書（別記様式）を提出するものとする。

ただし、複数回実施した場合においては、最後の事業実施日を基準日とする。

（補助金の交付方法）

第5条 補助金は、前条第2号の規定により提出された報告書の審査を経てから、本協会が発する補助金決定通知に記載された日時において、加盟団体の

指定する口座へ支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年5月8日から施行する。

(補助内容の見直し)

2 この規程の施行後3年以内に補助内容を見直すものとし、以後同様とする。

附 則

この規程は、平成30年10月18日から施行する。

別記様式（第4条関係）

実績報告書（地域スポーツ振興事業）

収入金額 円

支出金額 円

差引金額 円

1 収入の部

科 目	金 額	備 考
補 助 金	円	(公財)秦野市ｽﾎｰﾂ協会より
寄 附 金 ・ 協 賛 金	円	
負 担 金	円	
雑 収 入	円	
合 計	円	

2 支出の部

科 目	金 額	備 考
参加者募集受付管理費	円	
消 耗 品 費	円	
印 刷 製 本 費	円	
食 糧 費	円	
会 議 費 ・ 準 備 費	円	
備 品 購 入 費	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

3 事業報告

参 加 人 数	事 業 概 要（当日の様子など）
名	

上記のとおり報告します。

年 月 日

公益財団法人秦野市スポーツ協会

会 長

団体名

代表者

印